

(目的)

第1条 この要綱は、御宿町が指定するボランティア活動を実施する団体又は個人に対し、らくだカードポイントを付与するボランティア支援事業（以下「支援事業」という。）について必要な事項を定めたものである。

(支援対象事業)

第2条 支援対象事業とは次に掲げるものとする。ただし、県や町等が行う他の補助・助成制度を受けているボランティア活動やボランティアにより収入が伴う活動は対象外とする。

- (1) 町が実施する事業に係る地域ボランティア活動に対し、町に届出がある団体又は個人
- (2) 商店振興や産業振興等に係るボランティア活動に対し、商工会や御宿町観光協会等に届出がある団体又は個人
- (3) 福祉に係るボランティア活動に対し、社会福祉協議会に届出がある団体又は個人
- (4) 教育振興等に係るボランティア活動に対し、教育委員会や公民館等に届出がある団体又は個人
- (5) その他、御宿町長が認める地域ボランティア団体又は個人

(支援事業の内容)

第3条 支援事業は、ボランティア活動時間に応じてらくだカードポイントを付与することによって行う。

- 2 らくだカードポイントは、活動単位を1時間として30ポイントとする。
- 3 15歳未満の者がボランティア活動に参加する場合、らくだカードポイントは付与しない。

(支援事業の届出)

第4条 支援事業を受けようとする団体の代表者又は個人は、事前に地域ボランティア活動支援届出書（別記様式第1号）を御宿町長に提出するものとする。

(安全確保)

第5条 支援対象事業である地域ボランティア活動を行う場合の安全確保については各自必要な安全対策、予防策等を講じ、責任を持って対処する。

(らくだカードポイントの付与)

第6条 らくだカードポイントについては、御宿町役場企画財政課にて付与する。

(らくだカードポイントの取消し)

第7条 支援対象事業である地域ボランティア活動が、偽りその他不正な手段により支援を受けた場合、付与したらくだカードポイント分の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は関係各課で協議して定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。